資格登録費用（消費税8%込）

料金区分 ＼ 資格区分		APT	PT	PPT
新規	申請料	5,400円		
	登録料（2年間）	27,000円	21,600円	16,200円
更新	登録料（2年間）	27,000円	21,600円	16,200円
拡大	申請料	5,400円		
格上げ	申請料	5,400円		—

- 資格拡大：新たな言語方向又は専門分野の資格取得する場合を資格の“拡大”と言います。
- 格上げ：より上位の資格区分に変更することを“格上げ”と言います。
- 登録料は言語方向と専門分野の数によらず一定です。
- 言語方向と分野によって異なる資格区分を有する場合には最上位資格区分の登録料のみ必要となります。
- 資格登録者には登録証明書及び登録カードが発行され、登録情報が当会ホームページを通じて公表されます。

日本要員認証協会について

一般財団法人　日本要員認証協会は、2019年4月に、一般財団法人　日本規格協会*から分離・独立して設立され、日本規格協会で行っていた要員の認証事業（マネジメントシステム審査員、内部監査員、管理技術者、翻訳者、規格開発エキスパートなどの資格登録）を引き継いで行っています。
マネジメントシステム審査員に関する資格登録については、JAB（公益財団法人 日本適合性認定協会）及びISMS-AC(一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 情報マネジメントシステム認定センター）から、ISO 17024規格に基づく要員認証機関として認定を取得し、品質、情報セキュリティ、食品安全、労働安全等のマネジメントシステム審査を行うAuditor（審査員、約１万人）を評価し、登録管理をしています。

＊一般財団法人　日本規格協会は、”標準化と品質管理”の推進団体として７０年余の歴史を有し、主にJIS規格等の開発、出版及び関連サービス、研修・セミナー等を通じた人材育成、マネジメントシステムなどの認証、そして要員の認証に取り組んできました。

翻訳者
資格登録のご案内

ISO 17100に基づく翻訳サービス提供のために

一般財団法人
日本要員認証協会
翻訳者評価登録センター（RCCT）

〒108-0073 東京都港区三田3-13-12　三田Avanti
TEL 050-1742-6446 https://www.jrca-jsa.or.jp

一般財団法人
日本要員認証協会

翻訳者の資格登録制度について

2015年より、ISO 17100(翻訳サービスの要求事項)に基づく翻訳サービス提供組織の認証が開始されましたが、品質の高い翻訳サービスを支えるのは翻訳サービス提供組織と契約する個々の翻訳者であり、翻訳者の力量は翻訳サービスの“質”そのものであると言っても過言ではありません。
そこで、当会におきましては、翻訳サービス提供組織に対する認証と並行して翻訳者の資格登録に関する調査及び登録制度創設のための準備を進め、2017年4月1日から「翻訳者資格登録制度」を開始しました。「翻訳者資格登録制度」は、“ISO 17100に基づいて専門的力量を有する翻訳者を公平・公正な立場から評価し登録する制度”であり、翻訳サービスの“質”にさらなる信頼性を付与する仕組みとして期待されています。
※ISO 17100とは、翻訳サービスの品質に直接影響を及ぼす翻訳プロセスのあらゆる側面に対する要求事項を規定した国際規格です。

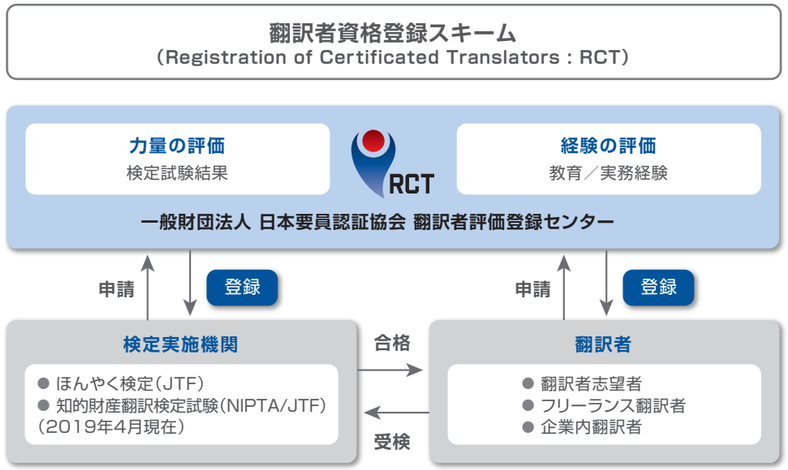

資格登録のメリット

翻訳者の資格登録は、ISO 17100に基づく翻訳者の専門的力量及び経験・実績について公平・公正な立場の第三者から客観的な評価を受けることによって継続的な力量の実証(証明)が可能となります。

1 フリーランス翻訳者(個人翻訳者)のメリット
- 実証された力量によって、契約時におけるトライアルについて、負担減となることが期待されます。
- 資格登録証明書の提示により翻訳者としてのエントリー手続きの効率化が期待されます。
- 実証された力量及び経験・実績によって、翻訳業務を得る機会の拡大につながることが期待されます。

2 企業内翻訳者のメリット
- 社内におけるスキル証明として活用することができます。
- スキルの向上を目指す自己研鑽の機会として資格登録を活用することができます。
- 将来的な翻訳専門家としての独立の指標として活用することができます。

3 プロの翻訳者を目指す方のメリット
- 自身のキャリア設計の一部として翻訳者資格登録を位置付け、プロの翻訳者を目指すことができます。
- 翻訳レベルの評価、またスキル判定の指標として活用することができます。
- 翻訳レベル、スキル向上の段階的目標として活用することができます。

資格の登録

【翻訳の対象分野及び言語方向】

●専門分野 : 金融・経済・法務 ／ 医学・医薬 ／ 工業・科学技術 ／ 特許・知財
●言語方向 : 日英 ／ 英日

【資格区分】	【新規登録要件(概要)】	
	検定試験(注1)	教育／実務経験(注2)
Advanced Professional Translator (APT)	当センターが指定する検定試験 1級合格証の提出	書類の提出
Professional Translator (PT)	当センターが指定する検定試験 2級合格証の提出	
Paraprofessional Translator (PPT)	以下の①、②のいずれかによる	
	①当センターが指定する検定試験 1級又は2級合格証の提出	②書類の提出(注3)

(注1)翻訳力量に関する要件です。資格制度の公平性や翻訳者の力量(質)を確保するために、当センターでは資格等登録要件に対応する検定試験を指定し、運営の適切性を確認しています。(過去の合格実績を含みます)
(注2)「教育／実務経験」とは、以下のいずれかの資格／経験を有することです。
a) 大学の翻訳学科等の卒業資格　b) 大学等の卒業資格、かつ2年以上の翻訳経験　c) 5年以上の翻訳経験
(注3)2021年4月1日以降は、教育／実務経験に加えて当センターが指定する検定試験3級以上の合格要件が課される予定です。

資格の更新(資格の有効期間:2年)

翻訳実績又は継続的専門能力開発(CPD:Continuing Professional Development)実績を通じて、資格区分に応じた継続的な力量の確認を行います。(専門能力開発とは、研修／セミナー等への参加や自己学習など翻訳者としての力量の維持・向上に向けた取り組みのことです)

資格の拡大・格上げ

必要な要件を満たせば、登録期間中でも新たな言語方向又は専門分野への専門“拡大”、また上位の資格区分への“格上げ”が可能です。(拡大又は格上げ後も資格の有効期限は変わりません)

資格更新・拡大・格上げの例

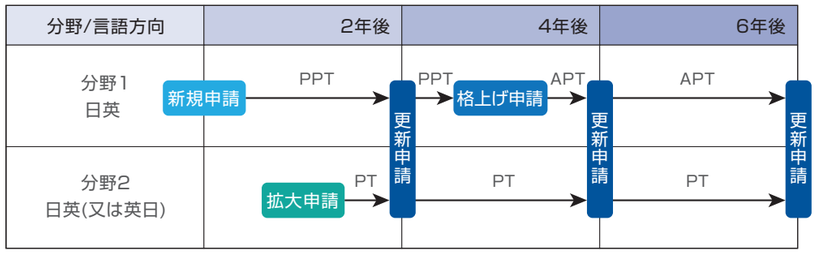
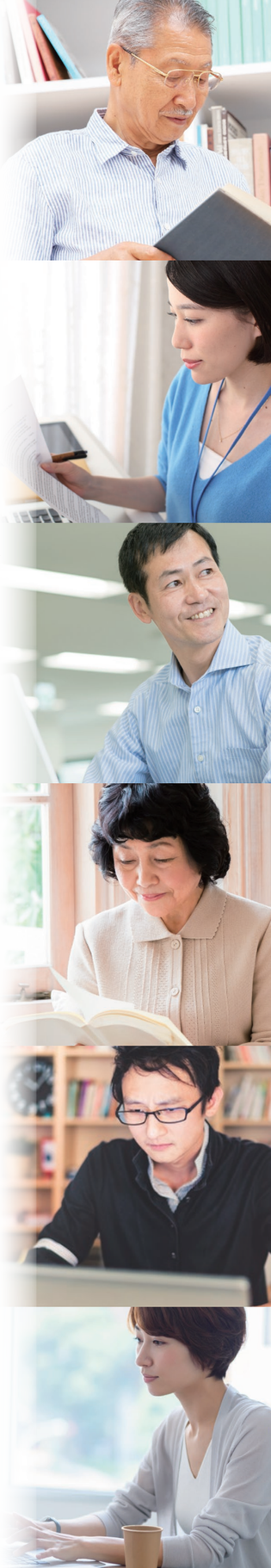
あなたの仕事に、さらなる信頼性を。